

城陽井手木津川バイパス交通結節点におけるにぎわい拠点整備検討業務 受注候補者選定委員会設置要綱

(主旨)

第1条 この要綱は、木津川市が発注する「城陽井手木津川バイパス交通結節点におけるにぎわい拠点整備検討業務」について、民間事業者の豊富な経験とノウハウを基に、実現性の高い企画提案を受け、市と連携してにぎわい拠点形成に係る整備検討を行う受注候補者を選定するため、城陽井手木津川バイパス交通結節点におけるにぎわい拠点整備検討業務受注候補者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員会)

第2条 委員会は、公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により厳正かつ公平に受注候補者を選定するため、次に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 城陽井手木津川バイパス交通結節点におけるにぎわい拠点整備検討業務実施要領及び特記仕様書（案）（以下「実施要領等」という。）の承認
- (2) 参加意向表明書類の審査及び企画提案書の提出依頼先の決定
- (3) 企画提案書の審査及び受注候補者の選定
- (4) その他必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、建設部局及び観光部局のほか必要な部局の職員をもって充てるものとする。

- 2 委員会には、委員長及び副委員長を置くものとする。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて委員長が招集し、委員長は、その会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会議は、非公開とし、委員は会議の内容について秘密を守らなければならない。
- 5 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者を出席させるこ

とができる。

(書面会議)

第5条 前条に規定する会議は、次の各号のいずれにも該当するときは、委員に書面を送付し審議することをもってこれに代えることができるものとする。

(1) 書面により会議の内容が明確に理解できること。

(2) 委員長が特に必要と認めたとき。

2 前項の規定による会議の議決は、委員が提出した書面表決書の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。

3 前2項の規定するもののほか、書面会議の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

(一次審査の実施)

第6条 委員会は、実施要領等に定める参加意向表明書類が提出されたときは、別紙1「審査基準」に基づき書類審査を行い、企画提案書の提出依頼相手を決定するものとする。

(二次審査の実施)

第7条 委員会は、前条の規定により提出された企画提案書について、別紙1「審査基準」、参加者による企画提案書のプレゼンテーション及びヒアリングに基づき審査を行い、受注候補者を選定するものとする。

(評価点の算出方法)

第8条 一次審査においては、委員会による採点を一次評価点、二次審査においては、各委員による参加者ごとの採点の平均点を二次評価点とし、一次評価点と二次評価点の合計を当該参加者の最終評価点とする。

(公正な委員会の運営)

第9条 次条に規定する事務局は、委員と参加者との接触又は利害関係等の有無について、委員会による企画提案書の評価の前に、委員からの聞き取り等により確認するものとする。

2 受注候補者を選定するまでの間に、参加者から委員に対して故意の接触があった場合は、委員は事務局へ通報することとし、当該参加者を評価対象から除外するものとする。

3 委員会が企画提案書の評価に入った後に、委員から評価内容に関して利害関係がある旨の申告があった場合は、当該委員は、当該評価に関与しないこととする。

4 委員が故意に不正行為を行った場合は、委員は辞任し、又は解任されるものとする。

(事務局等)

第10条 本プロポーザルに関する事務局及び委員会の庶務は、建設部建設課

まちづくり事業推進室において担当する。

(補則)

第11条 この要綱及び実施要領等に定めるもののほか、委員会について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、「城陽井手木津川バイパス交通結節点におけるにぎわい拠点整備検討業務」公募型プロポーザル実施の公告日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、受注候補者を選定し、市長に報告した日をもってその効力を失う。